附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第７条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

3　変更後の第18条第１号及び附則第７条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

4　変更後の第18条第２号及び附則第７条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

5　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用する。

6　変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

7　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　組合員が施行日前に入院し、かつ、施行日以後も引き続き入院した場合における入院附加金の支給については、なお従前の例による。

11　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 企業年金基金変更公告

味の素企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都中央区京橋一丁目19番５号味の素コミュニケーションズ京橋ビル７階

2．旧事務所の所在地　東京都中央区京橋二丁目17番11号三栄ビル別館６階

3．変更年月日　平成25年４月８日

平成25年４月９日　味の素企業年金基金
理事長　西井　孝明

## 企業年金基金変更公告

ＣＳＫ企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新名称　ＳＣＳＫ企業年金基金

2．旧名称　ＣＳＫ企業年金基金

3．変更年月日　平成25年４月１日

平成25年４月９日　ＳＣＳＫ企業年金基金
理事長　熊崎　龍安

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記会社は、関係官庁の認可等の取得を条件に、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の効力発生日は平成二十五年七月二十二日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しており、また乙の株主総会及び普通株主による種類株主総会の承認決議は平成二十五年三月二十九日に、乙の第一種優先株主による種類株主総会の承認決議（会社法第三一三五条により準用される第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる種類株主全員の同意）は平成二十五年三月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十五年四月九日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一〇号
（甲）日本証券金融株式会社
代表取締役　小林　英三

大阪市中央区北浜二丁目四番六号
（乙）大阪証券金融株式会社
代表取締役　堀田　隆夫

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年四月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十四日
掲載頁　六十六頁（号外第一二九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月十四日
掲載頁　五十五頁（号外第二十八号）

平成二十五年四月九日

横浜市港南区最戸一丁目十三番一号
（甲）日揮プラントソリューション株式会社
代表取締役　和田　章

横浜市港南区最戸一丁目十三番十号
（乙）日揮プラントテック株式会社
代表取締役　吉田　健一

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月九日

神奈川県平塚市桃浜町一八番二八一二号
先無館合同会社
代表社員　玉木　正巳